

「表紙共15枚」

令和8年4月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和 8 年 5 月 8 日（金曜日） 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 日田市役所 7 階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 中島幸一郎
2 番 中島浩司	13 番 平川 修
3 番 飯田 隆	14 番 横田秀喜
4 番 穴井浩司	15 番 川津清則
5 番 河津祐二	16 番 井上俊勝
6 番 川良澄子	17 番 財津満寿光
8 番 湯浅正徳	18 番 梶原真悟
9 番 樋口虎喜	19 番 河津裕治
10 番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹（総括） 原俊彦 主幹 麻生純一 主査 松岡政則 主任 横尾一徹 主事補 宇都宮愛奈

4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第7号 5月調査委員の選任について

追加議案

第8号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

6 報告

第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 「令和7年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価」について

(2) 第1回 役員会報告

(3) 5月現地調査

[日時] 5月26日(火) 午前9時～ ＊調査委員のみ

(4) 5月調査委員会

[日時] 5月28日(木) 午前9時～ ＊会長・副会長・調査委員

(5) 全国農業委員会会長大会(東京都)

日時: 6月2・3日(火・水) ※会長・事務局長

(6) 5月定例総会

[日時] 6月8日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(7) 行事日程

5月21日(木) 日田市農業再生協議会通常総会

*会長・中島幸一郎委員・高倉一二美委員・事務局長

(8) その他

- ・ 4月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 4月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

事務局長 (木村和心)	定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、原田農業委員、末武農地利用最適化推進委員から欠席の連絡をいただいております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナー放置していただきますよう、再度確認をお願いいたします。 それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、会長に議長をお願いします。
議 長 (石井照久)	～～議長あいさつ～～ それでは着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	ありがとうございます。議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。 議事録署名委員に10番の高瀬義徳委員、18番の梶原真悟委員のお二方をお願いしたいと思います。 それでは、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。
事務局 (原俊彦)	議案の訂正ではございませんが、5月の現地調査の日程を5月25日月曜日から5月26日火曜日に変更いたしました。訂正をお願いいたします。訂正は以上でございます。

議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、5 番河津祐二委員、15 番川津清則委員、17 番財津満寿光委員の 3 名の方です。調査委員長、5 番河津祐二委員に現地調査の結果をお願いいたします。
調査委員長 (河津祐二)	はい。皆さんこんにちは。今月の調査委員長の河津です。よろしくお願いします。 今月は、3 条が 13 件、4 条が 2 件、5 条が 4 件、合計 19 件の許可申請があり、先月 4 月 22 日に、川津清則委員、17 番財津満寿光委員、事務局 4 名と現地調査を行いました。 その中で、3 条申請のうち 1 件で問題がありましたので、改善をするようお願いをいたしました。 詳細につきましては、事務局の方より説明がありますので、慎重な審議をよろしくお願いします。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。それでは 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件、13 件ございます。件数が多いので番号 28 から 33 までの 6 件と、番号 34 から 40 までの 7 件に分けて説明をしていただきたいと思います。それでは事務局説明をお願いします。
事務局 (麻生純一)	はい。それでは、議案書 1 頁、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件についてです。今月は 13 件の申請がありました。 番号 28、大字北豆田〇ほか 1 筆で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は合計 2,403 m²です。譲渡人は、田島一丁目の〇さん、譲受人は田島一丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。市道中城池辺線を日田市陸上競技場方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。続いて〇の現地の写真になります。譲受人の〇さんは、〇という苗木生産会社を経営しており、申請地の周辺の農地で、杉苗等の採穂や育苗を行っている方で、申請農地を一体的に管理できることを確認しております。

事務局 (麻生純一)	続いて、番号 29、大字西有田〇で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 433 m²です。譲渡人は坂井町の〇さん、譲受人は坂井町の〇さんです。譲受人の申し入れにより売り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道 212 号を中津方面に進みまして、三和酒類株式会社さん付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 番号 30、天瀬町出口〇ほか 1 筆で、地目は登記簿、現況ともに田。〇は登記簿、現況ともに畑、面積は合計 1,873 m²です。譲渡人は、中央一丁目の〇さん。譲受人は、天瀬町の〇さんです。譲受人の申し出により譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。スライドにいけます。県道天瀬阿蘇線を、天瀬町出口コミュニティーセンター方面に進みまして赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真です。 番号 31、大字東有田〇、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 318 m²です。譲渡人は、諸留町の〇さん、譲受人は、諸留町の〇さんです。維持管理が難しいため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとのことでの申請です。スライドにいけます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みまして赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 番号 32、大山町西大山〇、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 414 m²です。譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道 212 号、中津江村方面に進み、水辺の郷おおやまを過ぎました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を 2 つに分けて撮影しております。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の写真になります。申請地は、農業振興地域の農業用施設用地に用途変更をしたことを確認しております。
-----------------------	---

事務局 (麻生純一)	番号 33、大字渡里〇で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が合計 1,116 m ² です。譲渡人は、清岸寺町の〇さん、譲受人は丸山二丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道 212 号玉川バイパスを日田消防署方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。以上 6 件について、調査委員長からご意見いただきたいと思います。
調査委員長 (河津祐二)	32 番、建物がいくつかあったと思いますが、これは農業用施設であることを確認しております。他の件につきましては、現地を見る限り特に問題はないと思います。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございます。それではチェックシートの方をお願いします。1 ページから 2 ページ目までが今回の意見になっております。すべてに該当しないことが条件になります。よろしくお願いします。
議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。28 番から 33 番までで何か質問ある方おられますか。
4 番 (穴井浩司)	4 番穴井です。32 番は、農業用施設用地という説明でありましたが、ビニールハウスではなく、他の農業用倉庫なのでしょうか。また面積が 400 m ² ありますので、農業用施設用地にする場合、転用許可が必要ではないかと思いますが、説明をお願いします。
議 長 (石井照久)	事務局よろしいですか。
事務局 (麻生純一)	32 番の森さんが譲り受けた後、面積は 200 m ² 以内になりますので、今後 29 条で転用申請を出す予定です。そのため、事前に農業振興地域の農用地を農業用施設用地に変更したことを確認しております。

議 長 (石井照久)	よろしいですか。
4 番 (穴井浩司)	3 条申請の後で、転用許可を取りますよね。現在の写真では、倉庫もありますし、コンクリートをしているところもあり、どう見ても畑ではないですよ。転用許可の 5 条申請であれば問題ないと思いますが、3 条申請することは間違いだと思います。3 条申請は、農地として耕作するために購入するのが 3 条申請だと私は理解しています。この場合は、5 条申請が正しい申請であり、購入後に転用申請するということはおかしいですよ。もともと農地ではないですし、コンクリートもしているので、5 条申請として、やり直すべきだと私は思います。
事務局長 (木村和心)	○のコンクリート部分は、農地へ入るための進入路と判断し、3 条申請で受けたところです。
4 番 (穴井浩司)	奥にビニールハウスがあり、横に倉庫もありますよね。あそこで何か栽培しているように見えないのですが、奥の建物の中の写真はありますか。
事務局 (麻生純一)	奥の建物の中の写真はなしです。
4 番 (穴井浩司)	どう考えても 5 条申請でないとおかしいのではないですか。農業用施設用地の用途変更は、すでに許可をもらっているのですよね。
事務局 (麻生純一)	はい。もらっています。

4 番 (穴井浩司)	それならば、5 条申請ではないのですかね。それを 3 条申請で名義を変えて、その後に転用申請するというよりも、当初から 5 条申請をするのが正しい手続きだと思います。
事務局 (麻生純一)	はい。来月以降に改めて 5 条申請に変更して提出していただきたいと思います。
議 長 (石井照久)	何か他にございませんか。
9 番 (樋口虎喜)	9 番樋口です。32 番穴井委員さんからの意見は、ごもっともだと思います。奥のビニールハウスで農作物を作っている部分があるように見えますので、本来であれば、農業をしている部分については 3 条申請で、農業用施設で農業をしていない部分は 5 条申請でいいのではないかと思います。事務局の方でしっかり見極めていただいて、指導していただきたいと思います。
議 長 (石井照久)	はい。何か他にございませんか。
14 番 (横田秀喜)	14 番、横田です。手前のコンクリートをはっている部分は、局長が説明された車の進入道路なので、農地として解釈しています。奥にある 2 つの建物については、梅農家なので、関連の農業資材が入っていると思います。これについては、3 条申請で問題ないのではないかと思います。
議 長 (石井照久)	確かに手前のコンクリートをはっている部分は、局長が説明された車の進入道路であり、また奥にも農地があり、対象農地は、そこに行くための通用路にもなっています。私は農振の農業施設用地の用途変更の確認をしております。はい、4 番穴井委員どうぞ。

4 番 (穴井浩司)	4 番穴井です。ビニールハウスの中で農作物を作っており、農業用施設が 200 ㎡以下ならば問題はないのですが、横田委員の話では、ハウスの中に資材を置いているというお話でしたので、それは農業施設用地であり転用なのかと思います。
事務局長 (木村和心)	大変すいません。32 番は、1 度、事務局で整理をして、また来月、改めて申請してもらいたいと思います。
議 長 (石井照久)	はい、それでは事務局引き続き、34 番から 40 番までの説明をお願いしたいと思います。
事務局 (宇都宮愛奈)	番号 34 番、大山町東大山〇ほか 1 筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が合計 1,242 ㎡です。譲渡人は大山町の〇さん、譲受人は大山町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。国道 212 号を中津江村方面に進み、大山振興局を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。農地が広いので、写真を 2 つに分けて撮影しています。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の現地の写真です。 続いて、番号 35 番。大字羽田〇、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 1,542 ㎡です。譲渡人は、羽田町の〇さん、譲受人は日の本町の〇さんです。管理困難なため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。県道日田玖珠線を東有田中学校に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の現地の写真です。この倉庫は農業用であることを確認しております。

事務局 (宇都宮愛奈)	続いて、番号 36、大字田島〇で、地目は登記簿、現況ともに畑。面積が 339 m²です。譲渡人は、田島二丁目の〇さん、譲受人は田島二丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農をしたいということでの申請です。スライドにいけます。日田市役所から市道中城池辺線に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて、番号 37 と 38 は、譲受人が同じで、所在地が近いため、パワーポイントでの説明は同時に行いたいと思います。 番号 37、大字山田〇、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 1,263 m²です。譲渡人は、三本松一丁目の〇さん、譲受人は宇佐市の〇さんです。維持管理が困難なため譲り渡したい、譲渡人の希望により譲り受けたいとのことでの申請です。譲受人の〇さんは、宇佐市で適格法人になっていることを確認しております。 番号 38。大字山田〇で、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が 1,491 m²です。譲渡人は、山田町の〇さん、譲受人は宇佐市の〇さんです。維持管理が困難なため譲り渡したい、譲渡人の希望により譲り受けたいとのことでの申請です。スライドにいけます。市道渡里山田線を朝日小学校方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。議案 37、〇の現地の写真です。議案 38、〇の写真方向 1 の現地の写真です。写真方向 2 の現地の写真です。 番号 39。天瀬町赤岩〇ほか 4 筆で、地目については数が多いため、ご一読をお願いいたします。面積が合計 5,873 m²です。譲渡人は、千葉県の〇さん、譲受人は、天瀬町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道 210 号、天瀬振興局方面に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真です。〇の現地写真です。〇の現地の写真です。〇の現地写真です。〇の現地の写真です。
------------------------	---

事務局 (宇都宮愛奈)	最後に番号 40 番、大字東有田〇、地目は登記簿、現況ともに田、面積が 1,590 m²です。譲渡人は、有田町の〇さん、譲受人は、中央通一丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。スライドにいけます。県道日田玖珠線を東有田小学校に進んだ赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真で~~す~~。字図です。〇の現地の写真です。以上、3 条は 13 件になります。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。
調査委員長 (河津祐二)	はい 35 番、問題があった案件でございます。調査したときは、かなり砂利を倉庫の前に敷いていたのですが、この写真見る限り片付けられているようですし、改善した努力は見られるようです。他の 12 件につきましては、特に問題はないと思います。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー 1 の 1 ページから 4 ページが、農地法第 3 条についてです。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認に該当しないことを確認しています。私からは以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。それでは、4 ページの 34 番から 7 ページの 40 番まで何かご質問ある方おられますか。はい。どうぞ。
9 番 (樋口虎喜)	はい、9 番樋口です。申請に問題はないと思いますが、35 番から 38 番まで、こういった作物を作るか聞いていれば、お知らせいただきたいと思います。特に 37、38 番は農振農用地でございますので、こういった作物を作るのか、お聞きしたいと思います。
事務局長 (木村和心)	お尋ねの〇さんでございます。現在、宇佐市内におきまして、大規模に 14.29 ヘクタールのカボスと柚子を栽培しております。今後、さらなる規模拡大を目指して、日田市内においても耕作放棄地等が生じた場合

事務局長 (木村和心)	には、積極的に利用したいということを聞いております。さらに日田市で、柚子の栽培面積を拡大したいということで、令和 9 年に約 25.9 ヘクタールまで規模を拡大したいということを聞いております。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。
9 番 (樋口虎喜)	番号 35、36 は特に聞いてないですかね。
事務局長 (木村和心)	35 番は、ワラビを植えたいと聞いております。36 番の方は法面になりますが、ブルーベリーを植えたいと聞いております。以上でございます。
9 番 (樋口虎喜)	はい。わかりました。
議 長 (石井照久)	よろしいですか。はい。何かございますか。はい。どうぞ。
推進委員 (大谷定治)	推進委員の大谷です。35 番ですが、倉庫の写真を見ますと、基礎をした完璧な倉庫ですけども、これを畑として、一応、倉庫も含めて譲渡するのですか。
事務局 (麻生純一)	はい。そうです。倉庫を含めたところで、一筆譲渡になります。

議 長 (石井照久)	大谷委員よろしいですか。
推進委員 (大谷定治)	はい。
議 長 (石井照久)	他に何かございますか。よろしいですか。それでは、32 番を外した 28 番から 40 番までで、農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 承認いただける農業委員の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。 承認いただける推進委員の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、32 番を外した第 1 号議案は原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の件、2 件でございます。事務局ご説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	はい。それでは、議案書第 8 ページ、議案第 2 号農地法第 4 条についてです。今月は 2 件の申請が出ています。 番号 6、大山町西大山〇、第 2 種農地になります。地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は 273 m²です。申請人は、大山町の〇さんです。申請理由は、申請地をすでに隣接する農業用施設の資材置き場用地として使用しているため、今後も使用し続けたいということでの申請です。農業振興地域の用途変更証明書の添付もいただいております。また、こちらの案件は追認となりますので、始末書を提出していただいております。場所の説明です。国道 212 号を大山振興局方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。現況利用図になります。

事務局 (麻生純一)	続いて、番号 7、大字山田〇、第 2 種農地です。地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は 569 ㎡です。申請人は、二串町の〇さんです。申請理由は、申請地をすでに隣接する宅地の一部として、倉庫及び駐車場用地として利用しているため、今後も使用をしたいとのことでの申請です。また、こちらの案件も追認となりますので、始末書を提出していただいております。スライドにいきます。国道 212 号を山田原方面に進みまして、JA 大分梨選果場さんを過ぎました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。土地利用現況図になります。倉庫部分と砂利敷きの駐車場用地ということになっております。はい。以上、4 条は 2 件となります。それでは現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただきたいと思います。
調査委員長 (河津祐二)	はい、4 条はどちらも追認の問題案件ですが、現地を見る限り致し方ないと思います。慎重な審議をお願いいたします。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー 1 の 5 ページから 6 ページが、農地法第 4 条になっております。すべてに該当しないことが条件です。番号 6、〇さんの関係につきましては、チェックシートの 1 番、農振農用地に該当しますが、用途変更をかけておりますので問題はないと思います。以上になります。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、6 番と 7 番の 2 件は、両方とも追認により始末書を提出されたものでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。よろしいですか。 (はいの声)

議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。なければこの件につきまして、チェックシートのとおり農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 承認いただける農業委員の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。 承認いただける推進委員の方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。 続きまして、9ページ、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	はい。それでは議案書9ページ、議案第3号農地法第5条についてです。今月は4件の申請がありました。 番号12 上城内町〇ほか2筆の第3種農地です。地目は、登記簿、現況ともに田、面積は合計1,586㎡です。譲渡人は、〇は、兵庫県の〇さん。〇と〇は、田島一丁目の〇さんです。譲受人は、田島本町の〇さんです。申請理由は、分譲住宅用地として使用したいとのことでの申請です。スライドにいけます。日田市役所から桂林小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、写真を2つに分けて撮影しています。写真方向1の写真です。写真方向2の写真です。土地利用計画図になります。 続いて、番号13、大字田島〇の第3種農地です。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は258㎡です。譲渡人は、田島二丁目の〇さんです。譲受人は田島二丁目の〇さんです。申請理由は、一般住宅用地として使用したいとのことでの申請です。スライドいけます。日田市役所から日田高等学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。ここで、番号13と番号14について説明させていただきます。先ほど、3条申請にもありました譲受人の〇さんは、母の〇さんと5条申請をされております。元地番の〇を3筆に分筆しまして、3条申請で、〇を娘の〇さんが農地として申請し、5条の番号13で、〇を娘の〇さんが宅地として申請をされております。

事務局 (麻生純一)	番号 14 で、母の〇さんが追認になりますが、自宅が農地にはみ出していましたので、追認で申請をされております。字図です。こちらが〇の現地の写真になります。次に、土地利用計画図になります。 続いて、番号 14 大字田島〇、第 3 種農地になります。地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は 25 m²です。譲渡人は田島二丁目の〇さん、譲受人は田島二丁目の〇さんです。申請理由は、申請地をすでに一般住宅用地として使用していますが、許可を受けていなかったため、一般住宅用地として申請するものです。こちらの案件は追認となりますので、始末書を提出していただいております。スライドにいけますが、先ほどの場所と同じですので、位置図については省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。隣の黄色い部分が譲受人のご自宅になります。それから赤い部分が農地に進入して建設されているということになります。字図です。現地の写真になります。土地利用現況図になります。 続いて、番号 15 申請地は大字三和〇の第 2 種農地です。地目は、登記簿、現況ともに田。面積は 1,342 m²です。譲渡人は財津町の〇さんです。譲受人は田島二丁目の〇さんです。申請理由は、建売分譲住宅用地として使用したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道 212 号を、三和小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。土地利用計画図になります。以上 5 条は 4 件となります。 それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただきたいと思います。
調査委員長 (河津祐二)	はい、5 条も追認が 1 件ございます。こちらも現地を見る限り致し方ないかなと思いますが、慎重な審議をお願いいたします。他の 3 件につきましては、特に問題はないと思います。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料ナンバー 1 の 7 ページから 8 ページが、農地法第 5 条になっております。すべてに該当しないことが条件です。以上になります。

議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の件、4 件ございました。12 番から 15 番までにつきまして何かございますか。はい。樋口委員どうぞ。
9 番 (樋口虎喜)	9 番樋口です。13 番の 5 条申請は問題ないと思いますが、○は一般住宅用地として家を建てるのであれば公道に隣接してないと家は建てられませんが、申請地は、建築基準法ができる前から細い道がみなし道路として認知されているのか確認ができていれば説明をお願いします。
議 長 (石井照久)	よろしいですか。
事務局 (麻生純一)	はい。○は、隣接している細い道がみなし道路として確認できておりますので、家は建てられると思いますが、譲受人のお母様が、申請地の隣に住んでおり、対象地の進入をどのようにするのか詳細は確認できておりません。
9 番 (樋口虎喜)	わかりました。○は、これから家を建てるのですか。
事務局 (麻生純一)	はい。申請人が新築住宅を建てる確認ができています。
9 番 (樋口虎喜)	はい。わかりました。

議 長 (石井照久)	はい。何かございますか。よろしいですか。はい。別紙チェックシートのとおり農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 ご承認いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第 3 号は原案のとおり許可相当といたします。 それでは、調査委員長に一言お願いします。
調査委員長 (河津祐二)	はい、今月は 19 件の許可申請がありましたが、事務局職員の方の事前の準備と当日の段取りの良さでスムーズに調査を行うことができました。ありがとうございました。また、今日の総会も最後まで慎重な審議をしていただき、ありがとうございました。
議 長 (石井照久)	はい。お疲れ様でございました。 それでは 11 ページ、議案第 4 号日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について、新規 27 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。
事務局 (松岡政則)	はい。それでは議案第 4 号日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてでございます。今回は、令和 8 年 7 月 1 日より農地中間管理権の設定を行う申請がありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。議案書では 11 ページから 13 ページで新規 27 件 45 筆、合計面積が 66,404 m²となっております。以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議事参与の制限ということで、議事に参与される方もおられますので、退出をお願いしたいと思います。中島浩司委員退出をお願いします。もう一人、11 番原田文利委員が議事参与の制限でございましたけど、今日欠席でございますので、先に中島浩司委員の件、11 ページの 65 番を先にしたいと思います。何かございますか。よろしいですか。

議 長 (石井照久)	(はいの声) 中島委員、入っていただけますか。それでは、11 ページの 65 番以外の 56 番から 82 番まで、それぞれ委員の担当地区について、何かあれば挙手をしてご発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。はいありがとうございます。それでは、意見なしで報告したいと思います。
議 長 (石井照久)	(はいの声) 14 ページ、議案第 5 号現況証明書（非農地証明書）の発行について、4 件でございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	それでは、議案 14 ページ、議案第 5 号現況証明書の発行についてです。今月は 4 件申請がありました。番号 11、大山町西大山〇ほか 4 筆、地目は〇が、登記簿が畑、現況が山林、他 4 筆は、登記簿が畑、現況が山林です。面積は合計 5,019 m²です。申請人は、大阪府の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。スライドにいきます。国道 212 号を中津江村方面に進み、水辺の郷おおやまさんを過ぎました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。〇の拡大した航空写真です。〇の字図になります。現地の写真です。次に〇から〇の 3 筆の拡大した航空写真です。字図です。写真を 2 つに分けて撮影しております。写真方向 1 の写真です。写真方向 2 の写真になります。最後に〇の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。全筆に 20 年以上の杉が植林されていることが確認できました。発行基準 5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しているものに該当するものです。 続きまして、番号 12 大字東有田〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は 1,587 m²です。申請人は、諸留町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。スライドにいきま

事務局 (麻生純一)	す。県道日田玖珠線を東有田振興センター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。密集した竹山が確認できました。発行基準4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地に該当するものです。 続きまして、番号13、丸の内町〇で、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は43㎡です。申請人は、東京都の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。スライドにいけます。県道日田玖珠線を豆田方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2つに分けて撮影しています。写真方向1の写真です。写真方向2の写真です。宅地として使用されていることが確認できました。母屋は、昭和55年に建築されていることを確認しております。発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。 続いて、番号14、大字東有田〇と〇で、地目は2筆とも、登記簿が畑、現況が山林、面積は合計1,679㎡です。申請人は諸留町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請するものです。スライドにいけます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。続いて〇の現地の写真です。1度伐採し、更新した20年以上のクヌギが確認できました。発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。11番の西大山地区、河津委員、お願いします。 推進委員 (河津昭二郎)
-----------------------	--

事務局 (麻生純一)	ありがとうございます。12番と14番を東有田地区の穂本推進委員、よろしくお願いします。
推進委員 (穂本基稔)	はい。推進委員の穂本です。12番と14番、事務局と一緒に現地調査しました。12番の方は、竹林が密集しており、農地に復元するのは無理だと思います。14番は、20年生のクヌギがあり、これも同様に農地に復元するのは無理だと判断しております。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございます。末武委員は、今日欠席で意見をいただいております、代読させていただきます。コンクリート舗装していますが、家の犬走と同じような劣化状況から見て、自宅の建築当時に舗装されたものと同じだと思います。違反転用ですが、事務局の説明のとおり妥当だと判断しますとのこと。事務局からの説明は以上になります。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第5号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、4件でございます。この件につきまして何かございますか。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。それでは現況証明書（非農地証明書）を発行いたします。 続きまして16ページ、議案第6号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (横尾一徹)	はい。では議案書16ページ、議案第6号相続税の納税猶予の件についてです。今月は1件の申請がありました。議案番号5番、田島一丁目にお住まいの〇さんより引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請がありました。この証明書は、農地の相続税の納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの

事務局 (横尾一徹)	特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要なものでございます。過去３年間に於いて相続税の納税猶予を受けている農地を農地としてやってきたかという証明でございます。引き続き農業を行っている期間は、令和５年４月２７日から申請日である令和８年４月６日までです。今回の農地は６筆です。スライドにあります日田市役所周辺及び日田市立東部中学校周辺の赤い丸の２か所でございます。 それではスライドを使って説明させていただきます。２か所の航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。では淡窓１丁目の現地の写真になります。まず、淡窓１丁目○、地目は登記簿、現況ともに田、面積は１,１８８㎡です。続きまして○、登記簿は田、現況は畑、面積は４５㎡となっております。次のスライドに行きます。淡窓１丁目○、地目は登記簿、現況ともに田、面積は２,１７０㎡です。続きまして淡窓１丁目○、地目は登記簿が田、現況が畑、地積が２１１㎡となっております。続きまして日田市立東部中学校周辺の２筆です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。田島２丁目○、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が９６５㎡となっております。続きまして田島２丁目○、地目は登記簿、現況ともに畑、面積が３７７㎡となっております。日田五和地区の末武推進委員と三芳地区の室推進委員とで現地を確認いたしました。末武推進委員は本日ご欠席ですが、現地の状況につきましてコメントいただいております。綺麗に耕作されており、何も問題ないというご意見をいただいております。続きまして、室推進委員より現地の状況につきまして、ご意見をいただきたいと思います。
推進委員 (室 哲也)	推進委員の室です。田島２丁目の方は、トラクターで綺麗に耕されており、右側にブルーベリーが植えられていました。草も伸びてなく、適正に管理されていると思います。以上です。
事務局 (横尾一徹)	ありがとうございました。以上です。
議 長 (石井照久)	はいありがとうございます。１６ページの議案第６号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、これについて何かございますか。よろしいですか。

議 長 (石井照久)	(はいの声) はい、ありがとうございます。それでは証明書を発行してよろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは、証明書を発行いたします。 続きまして 17 ページ、議案第 7 号、5 月調査委員の選任についてです。私からの指名でよろしいでしょうか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	はい。それでは、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第 3 条の規定に基づき選任するものです。指名させていただきます。9 番樋口虎喜委員、11 番原田文利委員、18 番梶原真悟委員の 3 名の方をお願いしたいと思います。 (事務局から報告・その他 日程等説明後終了) この後、農業委員の方は残りいただきたいと思います。農地利用最適化推進委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 それでは、皆様のお手元に追加議案が届きましたでしょうか。総会を再開させていただきたいと思います。ここで追加議案がございます。農地利用最適化推進委員の選任についての人事案件でございますので、農業委員のみで議事を進行したいと思います。それでは、本議案は、日田市農業委員会農地利用最適化推進

議 長 (石井照久)	委員会の農地利用最適化推進の選任に関する規則第 11 条の規定に基づくものでございます。選考の経過を事務局長に説明していただきます。
事務局長 (木村和心)	はい。座って説明させていただきます。それでは、選考経過をご説明いたします。まず、公募の状況でございます。令和 8 年 2 月 3 日から令和 8 年 3 月 2 日の 28 日間を募集期間といたしまして、推薦・応募を募集いたしました。応募状況は、推薦での申込が 16 名、応募による申込が 4 名の合計 20 名となりました。その後、1 名から取下げ願いがありましたので、最終的には 19 区域にそれぞれ 1 名ずつ、合計 19 名となっております。お手元に資料 1 の推進委員の推薦、応募者の氏名、年齢等を記載しました一覧表をお配りしております。申込者は、全員が市内在住の方でございまして、申込書から農地等利用の最適化の推進に熱意と識見を有していること、また、農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項による欠格事項、破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者ではないことを事務局で確認いたしました。19 名全員が日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員に関する規則第 4 条の資格要件を満たしております。 資格要件確認後、4 月 23 日に日田市農地利用最適化推進に関する選考委員会設置要綱に基づき、農地利用最適化推進委員に関する選考委員会を開催いたしました。選考委員会は、同設置要綱第 3 条の規定により、農業委員会会長、副会長、役員、事務局長の 9 名でございます。なお、選考委員会は、同設置要綱第 6 条 3 項の規定により、過半数の出席がありましたので、成立をいたしております。選考委員会では、まず同設置要綱第 2 条に規定する所掌事務について確認を行いました。1 点目は、合議によって推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に報告すること。2 点目は、候補者の選考にあたっては、当該者の書面審査のほか、必要に応じて、面接その他委員長が適当と認める方法により、審査を行うことを確認いたしました。選考方法についてでございますが、農業委員会等に関する法律施行規則第 11 条第 3 項には、申し込みのあった人数が定数を超えた場合には、必要な措置を講ずるようになっております。しかしながら、今回は、各区

事務局長 (木村和心)	域申込者が1名ずつであり、定数を超えていないため、書類審査での選考といたしました。選考経過については以上でございます。
議 長 (石井照久)	選考経過について説明がありましたが、ここまで質問はございませんでしょうか。
13 番 (平川修)	推薦・応募のうち団体推薦は、どの団体からの推薦でしょうか。4 番目、西有田地区の鷺頭将治さんは、どの団体からの推薦ですか。心配じゃないですけど、推進委員を受ける余裕はないと思う。
事務局長 (木村和心)	鷺頭 さんにつきましては、西有田振興協議会からの団体推薦でございます。推薦する理由は、三ノ宮で辞めた酪農家の牛舎で、和牛の繁殖に頑張っています。自給飼料として、地域の稲ワラを集め、地域住民から大変喜ばれています。農地利用最適化推進委員として最適だと思われますということで、西有田振興協議会の会長 坂本静馬様から推薦をいただいております。
議 長 (石井照久)	はい。よろしいですか。はい。他に何かございますか。はい、それでは選考結果の報告を行います。事務局長は報告をお願いいたします。
事務局長 (木村和心)	はい。それでは報告いたします。日田・五和区域は佐々木欣也さん、高瀬区域は野村常雄さん、三芳区域は室哲也さん、西有田区域は鷺頭将治さん、三花区域は山平禎治さん、三花・小野区域は諫山文彦さん、東有田①区域は高倉貞司さん、東有田②区域は大谷定治さん、朝日区域は平川静雄さん、光岡区域は加納幸憲さん、大鶴区域は佐谷野利幸さん、夜明区域は森山周次さん、前津江区域は鹿野翔さん、上・中津江区域は石川元和さん、西大山区域は河津昭二郎さん、東大山区域は河津太一さん、馬原区域は高倉一二美さん、中川区域は高浪博文さん、五馬区域は音成博文さん、以上 19 区域、19 名でございます。

議 長 (石井照久)	今、選考結果について、事務局長から報告がございました。これより協議に移りたいと思います。ご意見質問などがある方はお願いをいたします。何でも結構でございますので、意見とか質問等ございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。はい、それでは、農地利用最適化推進委員については、議案書のと通りの 19 名の候補者に決定したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは決定いたします。事務局から今後のスケジュールについてお願いをいたします。
事務局長 (木村和心)	はい、ありがとうございます。本日、総会で承認いただきましたので、7 月 20 日以降に日田市農業委員会から委嘱状を交付いたします。以上でございます。
議 長 (石井照久)	皆様、お疲れ様でございました。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 18 番